

特別養護老人ホーム「くりのさと」入所指針

(目的)

第1条 この指針は、特別養護老人ホームくりのさと(以下、施設という)の入所に関する基準を明示する事により、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資する事を目的とする。

(入所対象者)

第2条 入所対象者は、介護保険法に定める介護認定審査会に於いて要介護1から要介護5と認定された方で常時介護を必要とし、かつ居宅に於いて介護を受けることが困難な方とする。

(入所判定委員会)

第3条 施設は、入世の決定に係わる入所判定委員会(以下、委員会という)を設置し、入所希望者の優先順位等を委員会において決定するものとする。

委員会の名称を「特別養護老人ホームくりのさと入所判定委員会」とする。

2. 委員会は施設長・事務長・業務課長・管理課長・生活相談員・介護支援専門員等で構成する。以上の職員の他に施設外より、第三者委員1名・栗山町2名(介護福祉課長・介護支援係所属の保健師等)の計9名を構成員とする。
3. 委員会は原則として三ヶ月に1回程度、又は必要時に応じて施設長が召集する。
4. 委員会の司会進行・記録は、業務課長又は生活相談員の双方で分担するものとする。
5. 委員会は審議の内容を議事録として整備し、これを2年間保存しなければならない。
6. 施設は、市町村又は都道府県からの求めがあった時は、上記の記録を提出するものとする。
7. 入所指針は公表すると共に入所希望者に対しその内容を親切丁寧に説明するものとする。

(優先順位決定について)

第4条 施設は入所申込みに際し、下記の書類を提出していただくものとする。

- ① 入所申込書(印鑑捺印あり)
 - ② 実態状況調査票
 - ③ 介護保険被保険者証の写し
2. 上記の書類に基づき、入所選考基準表により〈1次判定〉を決定する。
 3. 1次判定に基づき、委員会に於いて下記の内容を配慮し〈総合判定〉を行うものとする。
 - ア. 在宅生活の場合、生活環境の配慮をする。
 - イ. 在宅生活者の場合、家庭内での虐待・介護放棄等の配慮をする。
 - ウ. 介護保険施設等に入所中の場合、退所の働きかけの有無。また、在宅復帰した場合の上記ア・イを勘案し配慮する。
 4. 入所順位については入所対象者の状況変化(要介護度の変更・主介護者の状況悪化等)により変わる事を申込者に周知するとともに、この様な変更事項についても速やかに申し出るよう予め申込者に周知しておくものとする。
 5. 緊急性を必要とする場合は、この限りではない。

(入所にあたっての留意事項)

- 第5条 空床が生じた場合に〔入所判定希望者名簿〕の最優順位者にすみやかに入所の働きかけを行うものとする。ただし、居室の男女別の状況により順位に変更が生じることを予め周知しておくものとする。
2. 入所希望者の要医療状態と、施設が持つ医療体制の状況等により順位に変更が生じる事。また現状によっては、対象に得ないことを予め周知しておくものとする。
 3. 入所希望者から、入所延期の申し出があった場合は〔入所見送者名簿〕に移行し取消しの意向がない限り継続される。この場合、再度入所希望の意思表示がない限り、施設より働きかけは行わないものとする。
 4. 〔入所見送者名簿〕に移行した入所希望者から、入所の意思表示があった場合は直近の委員会に於いて、受入れの可否を決定するものとする。

(入所選考基準表)

第6条

下記の〈表1・2・3〉に基づき、点数制にて1次判定選考基準とする。

2. 合計点数が同一の場合、下記(ア→イ)の順で1次判定の優先決定を行う。

ア. 〈表1－要介護度〉の点数が高い順とする。

イ. 申込み年月日の早い順とする。

〈表1－要介護度〉

区分	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
点数	0	1	5	7	10

〈表2－生活環境〉

状況	点数
(在宅) 単身世帯	10
(在宅) 同居世帯が70歳以上の高齢者世帯	主介護者が90歳以上 主介護者が80歳以上 主介護者が70歳以上
(在宅) 70歳以下の同居世帯または 子世代との家族同居世帯	主介護者が70歳以上 主介護者が69歳以下
(在宅) 高齢者下宿などに住んでいる場合	4
(入院中) 急性期治療中で急性期病棟に入院中	3
(介護老人保健施設・介護療養型医療施設・養護老人ホーム・グループホーム・医療型療養病院などに入所中 在宅復帰した場合に、単身世帯または同居者全員が70歳以上の高齢者世帯	2
(介護老人保健施設・介護療養型医療施設・養護老人ホーム・グループホーム・医療型療養病院などに入所中 在宅復帰した場合に、同居者全員が70歳以下の同居世帯または子世代との家族同居世帯	1
(介護老人施設に入所中) すでに特別養護老人ホームに入所中であり施設替えを希望	0

〈表3－加点項目〉

状況	点数
在 同居の主介護者が長期入院などの理由により不在である。〈実質は独居生活〉	2
宅 要介護認定2以上を受けている者が複数いる為、十分な介護が困難である。	1
宅 認知症が顕著で、安定した生活維持が困難である。〈おかえりSOSネットワーク登録ありの場合〉	2
入所申込み後、5年以上を経過している。	1
施設の所在する町に在籍(住民票あり)している。	2

〈付 則〉 この指針は、平成15年4月1日より施行する。

〈付 則〉 この指針は、平成16年2月1日より一部を改正し施行する。

〈付 則〉 この指針は、平成16年12月1日より一部を改正し施行する。

〈付 則〉 この指針は、平成20年4月1日より一部を改正し施行する。